

白 樺 会 会 則

第 1 章 総 則

(名称・事務所)

第1条 この会は、白樺会と称し事務所を会長宅に置く。

(会 員)

第2条 この会は、青葉町3丁目-3、6丁目-1及び2、及び7丁目の区域内に居住する世帯をもって組織し、第19条に定める会費を納入することをもって会員とする。

(目 的)

第3条 この会は、会員相互の親睦と共同の福祉の増進を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 会員の親睦行事に関する事
- ② 会員の福祉の増進に関する事
- ③ 地域の環境美化、保健衛生、除排雪に関する事
- ④ 地域の防犯、防災及び交通安全に関する事
- ⑤ 青少年の育成及び文化体育に関する事
- ⑥ 連合町内会など関係団体との連絡調整及び交流に関する事
- ⑦ その他、目的達成に必要な事業に関する事

(組 織)

第5条 この会は、前条の事業を円滑に行うため、次の部を設ける。

- ① 総 務 部 会議、連絡、庶務、広報、その他、他の部に属さない事項の企画・運営
- ② 会 計 部 会計に関する一切の業務
- ③ 女 性 部 女性部の活動、その他諸行事への参加
- ④ 文化体育部 文化体育事業の企画・運営
- ⑤ 福 祉 部 老人福祉、青少年育成、明るい街づくりに関する運動
- ⑥ 環境衛生部 環境美化、保健衛生、除排雪に関する事項
- ⑦ 防犯防災部 防犯・防災、街路灯の管理、その他住民の安全に関する事項

第 2 章 役 員

(役 員)

第6条 この会に、次の役員を置く。

会長 1 名、副会長 3 名、総務部長 1 名、会計部長 1 名、女性部長 1 名、福祉部長 1 名、防犯
防災部長、会計監査 2 名、担当部長及び副部長若干名

(役員を選任)

第7条 会長、副会長、総務部長、会計部長、女性部長、福祉部長、防犯防災部長及び会計監査は、総会で選任する。但し、選出方法は別に定める規定による。

- 2 総務部長については、当分の間副会長のうち一人が兼任する。
- 3 会計部長、女性部長、福祉部長、及び、防犯防災部長以外の担当部長及び各部の副部長は、第11条の規定にもとづき選出された班長の中から会長が指名し委嘱する。なお、前項の役員が兼任することを妨げない。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- ① 会長は、この会を代表し会務を統括する
- ② 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する
- ③ 総務部長は、会議、連絡、庶務、その他の事務を行う
- ④ 会計部長は、会計に関する一切の業務を行う
- ⑤ 女性部長は、女性部に関する活動を行う
- ⑥ 福祉部長は、老人福祉及び青少年育成等に関する活動を行う
- ⑦ 防犯防災部長は、防災意識の向上など防犯・防災に関する活動を行う。
- ⑧ 会計監査は、会計・経理の状況を監査し、総会に報告する。
- ⑨ 担当部長は、各担当部の業務を分掌する。

(役員の仕事)

第9条 会長、副会長、総務部長、会計部長、女性部長、福祉部長、防犯防災部長及び会計監査の仕事は、1期2年を原則とするが、留任を妨げない。但し、留任した場合は、1期2年の延長とし、最高3期6年を限度とする。

- 2 会計部長、女性部長、及び、福祉部長以外の担当部長の仕事は1年とする。
- 3 役員に欠員が生じたときは、役員会において後任者を選任する。
- 4 前項により選任された後任者の仕事は、前任者の残任期間とする。

第3章 班及び班長

(班)

第10条 この会の円滑な運営を図るため、第2条の区域を別紙地図の通り24の班に区分する。

(班長)

第11条 各班に班長を置く。班長は、各班内において原則として当番制で選出する。

- 2 班長の仕事は、1年とする。なお、班長が仕事の途中で退任した場合は、各班の責任において後任者を選出する。この場合、後任者の仕事は前任者の前任者の残任期間とする。

(班長の仕事)

第12条 班長は、班長会議に出席するとともに、この会の連絡事項を速やかに班内に周知するほか、町内会費を徴収し会計部長に納入する。

第4章 会 議

(会 議)

第13条 会議は、定期総会、臨時総会、班長会議及び役員会とし、会長が招集する。

(総 会)

第14条 総会は、この会の最高決議機関であって、役員及び班ごとに選出された代議員（班長及び次期班長をいう）をもって構成し、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 定期総会は、毎年4月に開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき又は会員の半数以上から請求があったとき開催する。

(総会の付議事項)

第15条 総会は、次の事項を審議決定する。

① 事業の実施報告及び決算報告

② 事業計画（案）及び予算（案）

③ 第7条1項の役員の選出及び解任

④ 会則の改廃

⑤ その他、この会の運営に関する重要事項

(班長会議)

第16条 班長会議は、総会に次ぐ決議機関であって、会計監査を除く役員及び班長をもって構成し、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 班長会議は、原則として毎月1回開催する。但し、会長が必要と認めた場合、臨時に開催することができる。

3 班長会議は、つぎの事項を審議決定する。

① 総会で決定された事業の実施に関する事項

② 役員・班長の業務分担、その他に関する事項

③ 緊急を要する事項の処理に関する事

④ 総会に提出する議案

⑤ その他、本会の運営に関する事項で会長が必要と認めた事項

(役員会)

第17条 役員会は、会長、副会長、総務部長、会計部長、女性部長、福祉部長及び防犯防災部長をもって構成し、必要に応じて随時開催する。

2 役員会は、総会、及び、班長会議の付議事項、その他について審議する。

3 役員会での確認事項は、班長会議に報告しなければならない。

(議長及び評決)

第18条 総会の議長は、出席代議員の中から選出する。

2 班長会議、及び、役員会の議長は、会長が当たる。

3 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の場合は議長が決する。

第5章 会 計

(経費)

- 第19条 この会の経費は、会費、臨時会費、寄付金、助成金、その他の収入をもって充てるものとし、会費は、一世帯当たり1か月430円とする。
- 2 会費は、経済情勢及び近隣町内会の会費状況等を勘案し、総会に諮り改定することができる。
 - 3 班長会議で必要と認めるときは、総会に諮って臨時会費を徴収することができる。
 - 4 パートナーシップ排雪費として、戸建て住宅に居住者は年額2,200円を負担するものとする。

(会計)

- 第20条 この会の会計は、一般会計として処理するが、必要に応じ特別会計を設けることができる。
- 2 この会の支出は、すべて会長の承認を得て行う。
 - 3 義務的経費を除き、予算外に債務負担をする行為は、班長会議の議を経て実施するものとする。

(会計年度)

- 第21条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

第6章 補 則

(顧問)

- 第22条 この会に、班長会議の決議により、顧問を置くことができる。

(表彰)

- 第23条 この会の役員を4年以上務め、地域発展と会員の福祉に功績が顕著と認められた人に、会長の推挙により班長会議に諮って表彰することができる。

(慶弔)

- 第24条 会員及び同居家族が、次の各号の一に該当するときは、慶弔金品を贈ることとする。なお、具体的には別に定める支出基準による。
- ① 会員及び同居家族の出産
 - ② 会員子弟の小学校入学
 - ③ 会員及び同居家族の死亡
- 2 火災等の不慮の災害については、都度役員・班長会議に諮って決定する。

(費用支弁)

- 第25条 この会の業務を遂行するため、役員及び班長には通信・連絡等の活動費を支給する。
- 2 役員等が業務遂行上公共交通機関を利用する場合は、交通費を支給する。
 - 3 役務を必要とする行事に参加し、役務を提供した者には協力費を支給する。
 - 4 上記各項の支出額は、別に定める支出基準による。

(個人情報保護)

- 第26条 この会が町内会活動を推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、別に定める「個人情報取扱い方法」に基づき適正に運用するものとする。

(会則の改廃)

- 第27条 この会の会則の改廃は、総会に諮り出席者の4分の3以上の同意を得なければならない。

(会則の補完)

第28条 この会則を補完するために、班長会議の議を経て必要な規定を設けることができる。

2 この規則に定めのない事項については、班長会議の議を経て、会長が定める。

(解 散)

第29条 この会の解散は、第27条の規定に準ずる。

2 この会が解散したときは、会長が清算人となる。

(付 則)

第28条 この会則は、昭和43年12月31日から施行する。

この会則は、昭和53年3月26日から施行する。(一部改正)

この会則は、昭和54年4月14日から施行する。(一部改正)

この会則は、昭和59年4月15日から施行する。(一部改正)

この会則は、昭和60年4月15日から施行する。(一部改正)

この会則は、平成4年4月10日から施行する。(一部改正)

この会則は、平成17年4月10日から施行する。(一部改正)

この会則は、平成19年4月8日から施行する。(一部改正)

この会則は、平成23年4月9日から施行する。(一部改正)

この会則は、平成24年4月7日から施行する。(一部改正)

この会則は、平成28年4月16日から施行する。(一部改正)

この会則は、平成29年4月8日から施行する。(一部改正)

この会則は、2018年4月15日から施行する。(一部改正)

この会則は、2019年4月13日から施行する(一部改正)